

意見書

平成22年11月25日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 144-0031

とうきょうと しながわく にしごたんだ

住所 東京都品川区西五反田7-13-6

SDI西五反田ビル7F

氏名 (社)日本ケーブルテレビ連盟

にしじょう あつし

西條 温

電話番号

電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載して下さい。

平成 22 年 11 月 25 日
（社）日本ケーブルテレビ連盟

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方—答申（案）に対する見解要旨—

1. ユニバーサルサービス制度について

通信の自由化・IP 化等の進展に伴い「光の道」構想の実現に向けたインセンティブを損なわない制度への見直しが肝要。このため、サービスの担い手、補填等の対象については競争中立性が確保された制度となることが望ましい。また、併せてメタル/光の二重投資の回避等によりコストの削減を図り、国民負担を最小化することも必須。

2. 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲について

基本的に、加入電話とほぼ同等の便益性を持った全ての 0ABJ-IP 電話と加入電話を基礎的電気通信役務の対象とすることが適当。技術的中立性等の観点からアクセスラインの形態は光に限定する必要はない。HFC が整備されている条件不利地域等における二重投資を回避するためにもアクセス手段は光に限定されるべきではない。但し、現行の基礎的電気通信役務に係る義務を適格事業者以外の全ての 0ABJ-IP 電話事業者に適用することは過剰規制とも考えられ、利用者の役務利用環境の違い等に着目した区分を行う等、実態を踏まえた配慮が必要。

3. 補填の在り方について

現実性を踏まえた柔軟な業務区域設定を行い、自由で開かれた参入形態が確保された上での 0ABJ-IP 電話を提供する適格電気通信事業者への補填は必要。但し、コストの算定については、加入電話とは異なる枠組みにおいて、合理的な方法で最低限となり、ユニバーサルサービスの維持以外の用途への流用がないことが担保される必要がある。一方、加入電話の補填額算定にあたり行われている暫定的な光 IP 補正については、国民負担の最小化に向け、不要に。

4. 「光の道」構想の実現後を見据えた課題と検討スケジュールについて

ブロードバンド化、IP 化への流れを踏まえ、ユニバーサルアクセスを前提とした制度への見直しは必要。「電話」の維持・確保の制度から、「ブロードバンド」の維持・確保の制度に転換し、事業者間の公正な競争によりブロードバンド利用を促進していくことが重要。ブロードバンドの整備・維持に関しては、「光の道」構想実現に向け、事業開始段階からの運用補填も必要。また、「移行期後」の制度体系への円滑な移行を図るためにも、具体的な移行検討スケジュールの提示を要望。

平成 22 年 11 月 25 日
（社）日本ケーブルテレビ連盟

**ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信
役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方—答申（案）
に対する見解について—**

ケーブルテレビ事業者は、これまで 40 余年にわたり事業展開を行い、全国各地域でブロードバンド通信が可能な加入者系アクセス網を先行的に構築して参りました。また、いわゆる条件不利地域においても、地方自治体と協働して、或いは自らリスクを取って構築したケーブルテレビのネットワークを通して電話やブロードバンドサービスを提供しており、2010 年 3 月末時点で 2,471 万世帯に接続されているケーブルテレビ網は「光の道」構想における全世帯超高速ブロードバンド化の一翼を担う重要なインフラであると考えております。

超高速ブロードバンドアクセス網が全国に普及するまでの「移行期」におけるユニバーサルサービスについても、光ファイバーに限定されない多種多様なブロードバンドネットワークが確保される環境が電気通信サービスの利用者にとって重要と考えております。更に、技術的な中立性に加え、同等の条件を満たす事業者には同等の支援が行われる中立的な支援環境の検討も十分に行われるべきと思われます。

こうした認識の下、「光の道」構想の実現に向けた過渡期におけるユニバーサルサービス制度の在り方についてケーブルテレビ業界の見解を申し上げさせていただきます。

1. ユニバーサルサービス制度について

ユニバーサルサービス制度の国民への重要度に鑑み、通信の自由化の進展および技術的な多様性の進捗に伴い制度の見直しを行い、競争環境の維持、技術的中立性の観点から「光の道」構想の実現へのインセンティブを損なわない制度にしていくことが肝要です。このため、本制度におけるユニバーサルサービスの担い手及び補填等の対象については、特定の事業者の特定のサービスに限定することなく、競争中立性が確保される開かれた制度が必要と考えます。また、併せて、メタル回線/光回線の二重投資の回避等によりコストの削減を図り、国民負担を最小化することも制度を健全に運営する上で重要と考えます。

2. 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲について

基礎的電気通信役務の対象は、基本的に、光 IP 電話に限らず加入電話とほぼ同等の機能及び利便性を有する全ての OABJ-IP 電話と加入電話とすることが適当です。

ケーブルテレビのネットワークは現在多くが HFC ですが、①HFC から FTTH への移行（HFC の FTTH 化）は技術的に極めて容易であり、また②ケーブルテレビの提供する OABJ-IP 電話は光 IP 電話に比べ品質的にも遜色がありません。また、ブロードバンドアクセス時代において、今後特に条件不利地域等において適格電気通信事業者の指定を受けることを希望する事業者が少なからず存在するという事情があります。これらを踏まえ、技術的中立性及びサービスの便益性等の観点から、アクセスラインの形態は必ずしも光網（FTTH）に限定する必要はないと考えます。

この考え方は、「光の道」戦略大綱の「主に想定する技術は FTTH とし、一部のケーブル（HFC）等にも一定の代替的役割を期待する」旨の記述とも整合的ですが、仮に光 IP 電話のみをユニバーサルサービスの対象とした場合、条件不利地域等において、メタル回線の撤去後も不採算等の理由から FTTH が整備される見込みがないものの HFC により既に超高速ブロードバンド網が整備されている地域において、光 IP 電話のためだけに HFC の上に採算の取れない FTTH 網を整備する必要が生じてしまうといった二重投資問題が現実発生しうる可能性があります。（資源の無駄であり、戦略大綱の記述とも不整合。）

また、メタル回線の撤去によって加入電話が提供されなくなった地域でも、光に限定されない IP 電話による補完が可能になれば、NTT 東西のメタル回線の撤去促進及び超高速ブロードバンドの全国普及が同時に加速される効果も考えられます。

つまるところ、現状では利用者にとってアナログ電話に代わる一定の機能、品質を有する電話役務が利用できることが肝要であって、この手段を光のみに限定することは合理性を欠く整理といえます。

この点については、答申（案）第 5 章第 4 節において今後改めて検討すべき課題とされていますが、上述の理由、特に現在の整理がむしろ二重投資を引き起こしかねない可能性が危惧される可能性があること等も考慮すれば、先延ばしせず速やかに検討し、結論を得ることが必要です。

なお、適格事業者でないにも関わらず、すべての事業者・地域で「光等 IP 電話」が基礎的電気通信役務としての規制を受けることについては、会計整理義務等の規制が重すぎるとの根強い意見があります。このため、最低限確保すべきユニバーサルサービスの本旨にかんがみ、①複数の加入者系アクセス設備が存在し複数の事業者が役務を提供している地域と②条件不利地域などアクセス

設備が単独でしか存在しない地域など、利用者の役務利用環境の違い等に着目した区分を行うなどして、可能な限り事業者の規制負担の軽減に努めて頂きますようお願いします。

3. 補填の在り方について

上述の諸条件が満たされ、新たに 0ABJ-IP 電話をユニバーサルサービスの対象とする場合には、0ABJ-IP 電話を提供する適格電気通信事業者への補填も事業開始当初より行い、これまでの「県単位」ではなく「市町村単位」などの現実性を踏まえたより柔軟な業務区域設定を行った上で、各地域ごとに所要の要件を満たす事業者（ケーブルテレビ事業者を含む。）に対し自由で開かれた参入形態が確保されるべきと考えます。

また、0ABJ-IP 電話のコストの算定については、加入電話のコスト算定とは異なる枠組みにおいて合理的な方法で行われ、コストが最低限となることが必要です。

一方、現行、加入電話の補填額算定にあたり行われている光 IP 補正については、暫定的措置としての役目を終えつつあり、国民負担の最小化に向け、不要と考えます。

また、補填を受ける適格電気通信事業者が補填資金をユニバーサルサービスの維持以外の用途（特に FTTH の販促等）に流用することを防止する必要があるため、同事業者に対し会計報告の一層の峻別化等により透明性を担保する必要があると考えます。

4. 「光の道」構想の実現後を見据えた課題と検討スケジュールについて

「光の道構想」の目指すアクセス網の高速ブロードバンド化、及び音声・映像・データの区別なく情報をやり取りする IP 化の流れを踏まえれば、近い将来ユニバーサルサービスからブロードバンド網によるユニバーサルアクセスへの移行は自明と考えられます。

このような流れの中で、現行の NTT 東西による「電話役務」の維持・確保のための制度から、多様な事業者による多彩なサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保の制度に転換し、事業者間の公正な競争によりブロードバンド利用を促進していくことが重要と考えます。ブロードバンドの整備・維持に関しては、「光の道」構想実現に向け、前倒しで事業者中立的な運用補填を行うことも考えられ、これにより公正な競争と民間企業による自由参入がさらに確保されることを期待致します。

また、今回の答申（案）では、今後検討が必要な諸課題について具体的な移行の

タイムスパンや検討のスケジュールが示されていないが、国民利用者や市場の予見性を高め、「移行期後」の制度体系への円滑な移行を図るためにも、早晩この見直しをご提示いただきたい旨要望します。